

東京医療保健大学教務委員会規程

(設 置)

第1条 東京医療保健大学における教務に関する事項を審議立案するため、教務委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構 成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議で任命する専任教員
 - (2) 大学経営会議室長
 - (3) 事務局長
 - (4) 教務部長
 - (5) 学生支援センター長
- 2 委員長が認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。
- 3 委員会には委員長をおく。委員長は大学経営会議にて任命する。
- 4 前条第1号の委員の任期は2年とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 各学部及び研究科（以下、「各学部等」という）が定める教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針に関する基本方針（以下、「基本方針」という）の策定に関する事項
- (2) 各学部等が定める履修規程において全学共通で定めるべき事項
- (3) 単位の認定・付与に関して全学共通で定めるべき事項
- (4) その他教務に関する全学的事項

(専門委員会等の設置)

第4条 委員会に、必要に応じて、専門委員会等を設置することができる。

- 2 各学部等に、前条各号による基本方針その他の決定のもとで各学部等における教務に関する事項を審議するため、学部等教務委員会を設置することができる。
- 3 専門委員会及び学部等教務委員会において審議立案した事項は、委員会に報告するものとする。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、教務部で行う。

附 則 この規程は、平成30年10月17日より施行する。